

吉岡温泉活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉岡温泉活性化事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、吉岡温泉の活性化に資する事業を支援することにより、本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、吉岡温泉町又は吉岡温泉旅館組合の推薦を受けた者とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1欄に掲げる事業とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表第2欄に掲げる補助の対象となる経費に同表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（同表第4欄に掲げる額を限度とし、1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。）で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、原則として1者1事業1年度につき1回に限り交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(概算払い)

第8条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、概算払いにより交付することができる。

(実績報告)

第9条 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助上限額
まちなみ整備事業	<p>吉岡温泉の良好なまちなみや景観の形成に関わる整備を行う事業のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 工事費のうち、外観に係る経費</p> <p>(2) 屋外に露出している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の隠蔽等に係る経費</p> <p>(3) 門、塀、柵、植栽、街灯等の修繕又は設営に係る経費</p> <p>(4) 良好なまちなみ形成と活性化に係る計画等策定に係る経費</p> <p>(5) 観光客が安心・快適に散策するために必要な環境整備等に係る経費</p>	2分の1	50万円
吉岡温泉会館一ノ湯の改修事業	構造躯体、給排水設備、空調設備、電気設備その他の建築設備の機能向上を目的とした改修費用		
広報宣伝事業	<p>(1) 吉岡温泉への誘客を目的とした広報に係る経費</p> <p>(2) まちの案内に関わる看板の設置・修繕・撤去に係る経費</p>		
空き家活用事業	観光客の誘客に繋がる利用を目的とした空き家の活用のための工事や改修に係る経費		

様式第2号(第6条、第9条関係)

吉岡温泉活性化事業収支予算(決算)書

(収入の部)

(単位:円)

科目	本年度予算 (決算)額	摘要
計		

(支出の部)

(単位:円)

科目	本年度予算 (決算)額	摘要
計		